最終更新日：2015年11月9日
モリテックスチール株式会社
代表取締役社長　永見研二
問合せ先：取締役本社管理部長　谷口正典
証券コード：5986
http://www.molitec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実について、公正で透明性の高い、かつ、効率的な経営によって経営環境の変化に迅速に対応するうえでの重要な課題であると認識し、積極的な取り組みを進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1－1 株主の権利の確保、補充原則1－1－1、補充原則1－1－3】
当社は、どの株主もその持分に応じて平等であることを認識し、株主の実質的な平等性を確保するとともに、監査役会に取締役の指揮命令を受けない監査役会付の使用人の配置を妨げず、少数株主から会社又は役員に対する請求がなされた場合に、経営陣から独立した対応ができる体制を整備し、少数株主の実質的な権利の確保を図っております。
当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めております。
また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など、会社法において少数株主にも認められている権利について、「株式取扱規則」で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めております。
当社は、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会にてその理由を分析し、適切な方法で直接、間接に株主との対話などを行っていきます。

【補充原則1－2－4、補充原則1－2－5】
当社は、今後、議決権電子行使プラットフォームに参加すること並びに招集通知の英訳を当社ホームページに開示することを検討してまいります。
当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりませんが、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることを検討してまいります。
当社は、今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドライン等の検討・整備に努めてまいります。

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は、投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引関係・取引先支援の観点及び業務提携、取引の維持・強化、株式の安定並びに保有目的の合理性等の条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としています。
同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で検証を行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。
また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。
なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【補充原則2－2－1】
当社は、『モリテックグループ行動規範』の順守状況などを経営倫理委員会の場で確認・検討するとともに、取締役会は、その分析結果の報告を受け、この企業行動指針の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の醸成が図られているか否かのレビューを実施してまいります。

【補充原則3－1－2】
現在、当社の海外投資家（外国法人等の株式保有）の比率が極めて低いことから、決算説明資料、株主総会招集通知その他各四半期決算概況等についての英文開示は行っておりません。
なお、今後、当社は、自社の株主構成における海外投資家の比率が増加した場合、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進める考えでおります。

【補充原則3－2－2】
当社では、社外取締役と監査役（常勤監査役を含む）との会議を開催し、その中で外部会計監査人との対話の時間を設けることを検討しております。

【原則4－1 取締役会の役割・責務（1）、補充原則4－1－1、補充原則4－1－2】
当社の取締役会での決議並びに報告事項は以下のとおりです。その他の事項は経営陣に委任されております。
1)取締役会決議事項
株主総会に関する事項、役員に関する事項、重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な規程の制定・改廃、株式及び財務に関する事項、重要な財産の処分及び譲受、モリテックグループを含む業務執行上の重要な事項、執行役員に関する事項、その他法令又は定款上取締役会において決定すべき事項。
2)取締役会報告事項
法令により、取締役会に報告を義務付けられている事項を基本とし、業務執行状況、取締役の競業取引又は自己取引及び間接取引の状況、定款に違反する行為、その他取締役会の構成員が取締役会に報告することを必要と認めた事項。
当社の取締役会は、会社の目指す「経営理念」等を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと考え、具体的な経営戦略や中長期の経営計画等について建設的な議論を行っており、重要な業務執行を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえ、中期の経営計画が未達の場合には、その原因を分析し、株主に説明し、その分析を次期以降の計画に反映させてまいります。

【補充原則4－1－3】

当社は、取締役会で代表取締役等の後継者の計画（プランニング）について、その情報を共有し適切に監督を行ってまいります。

【原則４－２ 取締役会の役割・責務（２）、補充原則４－２－１】
当社は、経営陣の報酬については報酬水準や報酬形態及びその割合等につき定期的に見直し、取締役会において審議しており、今後も同様の取り組みを継続することに加え、持続的な成長へのインセンティブ付与を目的として、中長期的な業績と連動する報酬形態の導入などを検討してまいります。

【原則４－４ 監査役及び監査役会の役割・責務、補充原則４－４－１】
当社は、監査役が取締役会並びに経営陣に対して、独立した客観的立場で適切な判断により適切に意見を述べるため、監査役会において「監査役会規則」「監査役監査基準」「内部統制システム監査実施基準」を定めております。
また、社外取締役との連携を図るため、両者による会議を開催することを検討してまいります。

【原則４－８ 独立社外取締役の有効な活用】
当社は、独立社外取締役について、コーポレートガバナンスの強化のため、その必要性、有効性を認識しております。
また、複数体制へ向けて人選を進めてまいります。

【補充原則４－８－１、補充原則４－８－２】
当社は、「独立委員会」により、現在検討している取締役会の実効性評価も踏まえて、審議することを検討してまいります。
また、当該会議内容の取締役会への報告をはじめ、独立委員会委員と取締役会・監査役会との連携を担う独立社外取締役を決定することも検討してまいります。

【原則４－10 任意の仕組みの活用、補充原則４－10－１】
当社は、当社の経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないように、独立役員が当社の経営陣から独立した中立的な立場から、取締役会の審議状況などを牽制する体制を取っており、今後更なる統治機能の強化を図ってまいります。

【補充原則４－11－３】
当社は、取締役会の実効性評価につきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から今後実施してまいります。具体的な方法につきましては、取締役会において十分な情報提供が行われているか、十分な審議が行われたかなどの評価項目を定め、取締役会の実効性を評価してまいります。

【原則５－２ 経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中期経営計画を策定し、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について取締役会に諮っております。
今後、中期経営計画については、収益計画・資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示及びその実現のための施策について、説明できる体制を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則１－１－２】
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として「執行役員制度」を導入しております。
また、当社の事業領域を「本社統括本部」「営業本部」「海外事業本部」「Ｒ＆Ｄ本部」「製造本部」「技術本部」に区分し、事業領域毎に執行権限を持つ執行責任者を取締役の中から配置するとともに、その分担内容を「組織、職務分掌規程」及び「職務権限規程」に表し、「経営会議規程」並びに「常務会規程」を設け、業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。
加えて、独立社外取締役を選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

【原則１－２ 株主総会における権利行使、補充原則１－２－１、補充原則１－２－２、補充原則１－２－３】
当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えております。
当社では、株主総会集中日と予測される日を可能な限り避けるように配慮して、開催日並びに開催場所などの設定を行うとともに、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
また、出席できない株主の皆様につきましては、議決権行使書の郵送により、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。
当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案については、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しております。

【原則１－３ 資本政策の基本的な方針】
当社は、経営指標として資本に対する収益性である自己資本利益率（ROE）5%台を目標に収益力の向上に取り組んでおります。
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、収益力と資本効率の改善を進めるにあたり、決算説明、株主総会の場や有価証券報告書、適時開示などを通じて、当社の資本政策について説明しております。
【原則１－５ いわゆる買収防衛策、補充原則１－５－１】
当社は、大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立委員会並びに取締役会の意見などを開示し、株主の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることとしております。

【原則１－６ 株主の利益を害する可能性のある資本政策】
当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBOなどを含む）については、独立委員会及び取締役会並びに独立社外取締役の意見に配慮し、全てのステークホルダーにおける企業価値の観点から当該提案の検証及び検討を行い、プレスリリースなどを通じて、当社の考え方に理解を得るべく説明を尽くすとともに、最終的には株主の判断によるものとし、株主が株式を手放す権利を不当に妨げる措置は行いません。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社では、関連当事者間の取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、役員については、競業取引並びに自己取引を行うことは取締役会付議事項であり、会社の承認なく行うことは禁止する体制をとっております。

【原則２－１ 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】
当社のグループ経営理念は、「会社の繁栄は従業員の幸福につながり、社会に貢献することにある」としております。さらに、その理念を具現化するために経営方針を「持続的に成長する会社つくり」とし、その経営方針を基本に毎年企業スローガンを掲げ、中期経営計画達成に向け、従業員と一丸となって事業推進を行っております。

【原則2－2 会社の行動準則の策定・実践】
当社は、グループ経営理念を実践的な行動規範に落とし込み、従業員がどのように行動すべきかを具体化した『モリテックグループ行動規範』を策定しております。さらに、その一貫性のある浸透を図るべく「行動指針」「価値観」「企業倫理規程」など、具体的な方針・規程を定めております。

【原則2－3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題、補充原則2－3－1】
当社は、『モリテックグループ行動規範』に則して、企業の社会的責任を果たしていく上で、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題をグローバル視点で捉え、ステークホルダーとのコミュニケーションを重ねながら、経営方針である「持続的に成長する会社つくり」をもって、自主的かつ積極的に社会的課題の解決に向けて適切に対応しております。
当社の取締役会は、サステナビリティーを巡る課題を、事業成長における制約と機会創出の両面で大きく関わることと認識するとともに、その情報共有を図り、それらの課題に積極的に取り組んでおります。

【原則2－4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
当社は、「人材の多様化が知的多様性を創る」との考えのもと、性別、国籍、障がいの有無などを問わない多様な人材が当社グループの事業に新たな発想とアイデアをもたらし、イノベーションの原動力となると確信し、多様性の確保を推進しております。
当社は、女性幹部社員育成を目指し、社員教育に関して性別に関係なく幅広く教育を行うことを基本とし、2015年度からは公募制教育を取り入れ、その実現に向けた育成施策を実施しております。

【原則2－5 内部通報、補充原則2－5－1】
当社は、「ヘルプライン運営規程」を定め、内部通報窓口を設置しております。
また、内部通報者が保護されるよう体制を整備し、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を行っております。

【原則3－1 情報開示の充実】
（1）当社は、会社の目指すところや経営戦略並びに経営計画を可能な範囲で公表しております。
（2）当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、以下であります。
a)会社が株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくためには、業務の健全性及び適切性を確保しなければならない。
b)業務の健全性及び適切性を確保するためには、会社の経営管理が有効に機能しなければならない。
c)経営管理が有効に機能するためには、役員及び各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。
（3）当社は、取締役及び執行役員の報酬について「役員規程」並びに「執行役員規程」に定めております。具体的には、取締役の報酬はその総額を株主総会の決議により決定し、各取締役への配分は取締役会において決定することとしております。
また、執行役員の報酬は取締役に準じて取締役会において定めるものとしております。
（4）当社は、取締役及び執行役員の選任・任命について「役員規程」並びに「執行役員規程」により定めております。具体的には、取締役を選任するときは、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することにしております。
また、執行役員については取締役会の決議により決定することとしております。監査役の選任については取締役会が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定することとしております。
（5）代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役並びに監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名についての説明がなされております。

【補充原則3－1－1】
当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。

【原則3－2 外部会計監査人、補充原則3－2－1】
当社の監査役会は、「監査役会規則」において外部会計監査人の再任、選任及び解任並びに不再任に関する方針を明記し、それに基づき審議・決定を行っております。
また、取締役会並びに常務会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保を行っており、監査役会の決定に基づき監査契約の検討・承認を行っております。

【原則4－3 取締役会の役割・責務（3）、補充原則4－3－1、補充原則4－3－2】
当社の取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しております。
また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しております。
代表取締役社長は、取締役会から委任された最高経営責任者であり、当社の経営理念の実現、持続的な成長と中期的な企業価値の向上に向けた最善の業務執行に関する意思決定を行い、経営戦略を実行しております。
さらに、代表取締役は、社会的責任を組織全体に浸透させるとともに，法令順守（含む行動規範）体制及びリスク管理を含む内部統制システムを整備し、その実効性を評価するとともに、常にその改善を図っております。
当社のグループ全体の内部統制（含む行動規範）の充実は、株主を含む全てのステークホルダーの信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、会社法等に基づき、「監査役会の職務の執行のために必要な事項に関する規則」及び「取締役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制の整備に関する規則」を定めております。
さらに、内部統制に関連した取締役会決議に基づき、担当取締役は、法令と倫理規範・行動準則の順守、事業の有効性・効率性及び財務報告の信頼性のために必要な体制等を整備し、国内外の事業活動の第一線まで有効に機能させるように努めております。

【原則4－5 取締役・監査役等の受託者責任】
当社の取締役・監査役・経営陣は、株主に対する受託者責任、ステークホルダーとの適切な協働のもとで、会社・株主共同の利益のため行動すべきとの考えから、情報公開を重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ステークホルダーが必要とする情報提供を行っております。
また、独立社外取締役を選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見を徴しております。

【原則4－6 経営の監督と執行】
当社は、執行と監督の分離をより徹底させるため、執行役員制度を導入するとともに、独立社外取締役を選任し、取締役会議長は非業務執行者が務める体制をとっております。

【原則4－7 独立社外取締役の役割・責務】
当社は、取締役会による独立客観的な経営監督の実効性確保のため、また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を備えた業務執行に携わらない取締役として独立社外取締役を選任しております。
なお、独立社外取締役には、経営への助言、経営の監督、利益相反の監督、少数株主等の意見の取締役会への反映などの役割が期待されていることに留意して選任しております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、会社からの独立性の確保を重視しております。
独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しております。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、補充原則4－11－1】
当社は、「役員規程」において、取締役会の責務を、1)法令・定款などに従って、業務を適正に遂行すること、2)善良なる管理者として、注意義務を守り、忠実にその責務を果たすこと、3)会社方針及び社長の指示にもとづき、業務を計画的に処理すること、4)自己の担当する業務はもとより、全社的事項の処理に当たり、会社の業績向上、利益の増強、人の和の醸成に努めること、と定めております。これらを実行するため、社内外を問わず広範な知識・見識と経験・実績を有する者でバランスよく取締役会が構成されるよう人選しております。
当社の社外監査役2名は、財務・会計に関する十分な知見を有しております。
また、当社の取締役会の規模につきましては、定款に取締役は15名以内と定めておりますが、現在は社外取締役1名を含め9名で構成されており、当社の規模に見合っていると認識しております。

【補充原則4－11－2】
当社の取締役、監査役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はおりません（社外取締役1名は、上場会社2社の社外役員を兼務しております）。

【原則4－12 取締役会における審議の活性化、補充原則4－12－1】
当社は、取締役会を月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しております。
また、取締役会に上程される事項は、原則として常務会（業務執行の最高意思決定機関）で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しております。
さらに、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、取締役会の開催通知を事前に送付するとともに、事前情報が必要と認められる議題については、開催通知と同時に資料を配布し説明を行い、説明者へ質問と回答を求めることを可能にするなど、必要な事前準備の機会を提供しております。なお、今後要望があれば、資料の事前配布を行ってまいります。

【原則4－13 情報入手と支援体制、補充原則4－13－1、補充原則4－13－2、補充原則4－13－3】
当社の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役を含む）は、当社の企業理念、企業文化、経営環境の変化などの状況について、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受けております。
また、取締役会・監査役会は円滑な情報提供ができているかを確認しております。
当社の監査役及び監査役会は、取締役並びに執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、当社グループの取締役、執行役員、使用人及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めております。

【原則4－14 取締役・監査役のトレーニング、補充原則4－14－1】
当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。なお、就任後においても継続的に更新の機会を得るものとしております。

【補充原則4－14－2】
当社は、新任の取締役・監査役には、就任の際に各担当部署の責任者が当社の現状・課題等を説明し、理解を深める機会を提供しております。
取締役・監査役は、取締役協会及び監査役協会、銀行並びに信託銀行等が実施する研修について、必要と判断した場合は参加しております。なお、今後も研鑽を積むことができるよう外部研修への参加の機会を確保してまいります。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針、補充原則5－1－1、補充原則5－1－2】
当社は、投資家向け広報活動の一環としてIR委員会を設置し、許す限り積極的な情報開示に努めております。なお、今後も継続実施する方針としております。
株主との対話を積極的に行うことを目的に、本社統括本部に広報担当を設け、株主の皆様からのご質問などにお答えしております。

【補充原則5－1－3】
当社は、従来から株主構成の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日新製鋼株式会社	2,244,166	9.95
株式会社メタルワン	1,992,166	8.83
日本生命保険相互会社	1,270,930	5.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,110,871	4.92
株式会社近畿大阪銀行	960,629	4.26
株式会社みずほ銀行	780,850	3.46
大同生命保険株式会社	600,000	2.66
水元公仁	600,000	2.66
森文子	492,000	2.18
森浩之	466,000	2.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阪口誠	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阪口誠	○	独立役員として指定しております	弁護士として企業法務に精通し、企業統治に関する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行してもらえるものとして判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役は会計監査人の監査に随時立会い、また、監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
布川裕康	他の会社の出身者									○				
石山隆生	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
布川裕康		現　日新製鋼株式会社　経営企画部グループ企画室長	日新製鋼株式会社における経歴・実務経験に基づき、当社の業務執行に対する適法性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。
石山隆生		現　株式会社メタルワン　特殊鋼事業部長	株式会社メタルワンにおける経歴・実務経験に基づき、当社の業務執行に対する適法性について適切な監査を遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	実施していない

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明

制度として実施しておりませんが、月々の報酬(賞与を含む)にて十分評価しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(役員報酬の内容)
1.取締役及び監査役に支払った報酬
取締役　　10名　236,044千円
監査役　　2名　　36,953千円
社外役員　4名　　4,500千円

(注)報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額及び役員賞与の見積り額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)取締役の月額報酬は、株主総会で決議された報酬額の限度内において取締役会で決定する。
(2)監査役の月額報酬は、株主総会で承認された報酬額の限度内において監査役が協議のうえ決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会、監査役会などに出席し、豊かな経験と専門的な知見などを活かして監査活動を行っております。監査役、内部監査部及び会計監査人は情報交換会等を通じて情報を共有しており、監査役会において常勤監査役より社外監査役へ会社の状況について詳しく説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督している。
2.当社は、概ね1か月に1～2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。
3.当社は、「企業倫理要綱」を設け「経営倫理委員会」が中心となって、コンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。
4.当社は、内部監査部(構成員2名)を設置しております。経営の合理化及び能率の増進を目的として、業務及び会計の監査を行っております。
5.当社は必要な時に社外の有識者(弁護士等)に意見を聴取し、経営の法律面等からのチェック機能が働くようにしております。
6.監査役は監査役会の活性化に努め、監査役による経営のチェック体制が十分に機能するようにしております。監査役は、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。
7.会計監査人として、協立監査法人が会社法監査(会計監査)に従事しております。同法人には金融商品取引法監査も委嘱しており、会社として体制を整え十分の対応をしております。
(内部監査及び監査役監査、会計監査の状況)
1.内部監査部は、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき各事業所の業務及び会計の監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査を実施しております。
2.監査役監査については、取締役会、常務会、経営会議に出席するほか、各種会議にも積極的に参加、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。また、内部監査部との連携を密にして、随時必要な監査を実施しております。
3.会計監査については、協立監査法人を監査人に選任しております。当社の会計監査業務は、公認会計士の朝田潔氏と作花弘美氏が執行しております。
4.監査役、内部監査部及び会計監査人は、それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役・内部監査部は会計監査人の監査に立会い、また監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
企業統治の体制につきましては、当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人

を設置しており、これらの機関のほかに、常務会、経営会議、経営倫理委員会、リスクマネジメント委員会、情報管理委員会、財務報告に係る内部統制委員会、内部監査部を設置しております。
現状の体制につきましては、取締役の人数は9名（うち、社外取締役1名、平成27年6月26日現在）であり、相互のチェックが図れるとともに、監査役4名（うち、社外監査役2名、平成27年6月26日現在）による監査体制、監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な執行、監督体制を構築しているものと考え、採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、決算短信、四半期決算短信、その他IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR委員会を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全への取組みを経営上の重点課題の一つとして位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を受け、全社をあげて推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。
内部統制システムの構築は、効率的かつ適法な企業体制を作ることを目的とし、本決議に基づく内部統制システムは速やかに実行するものとし、さらにその向上を目指しシステムの改善を進めていくものとする。

（1）当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。
代表取締役を委員長とする「経営倫理委員会」の下、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。
また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期す。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び社内に定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。
また、「情報管理委員会規則」に則り、情報管理委員会によって情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。さらに、情報の管理については「情報管理規程」に沿い、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

（3）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、「リスクマネジメント委員会」において、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）について協議する。
また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。

（4）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定期的に開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。
当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。
経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。
各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。
取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。
また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。
監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとすることで、監査役の指示の実効性を確保する。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとする。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。
内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。
なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

（9）監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「モリテックグループ行動規範」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。
また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会の承認に基づき、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、これまでの「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を更新いたしました。（以下、更新後の対応方針を本プランといいます。）
・本プランの概要は、以下のとおりであります。
当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為が行われる場合、事前に、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供およびその買付行為の待機期間の設定を求めます。また、当社取締役会は、大規模買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役または社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。対抗措置については会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。
※本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページをご参照願います。
http://www.molitec.co.jp/

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

